



#### 14 西南戦争熊本城矢文・征矢

二点

紙本墨書き、竹、羽

矢文・一三・二×一八・五 矢長八六・五

明治十年(一八七七)

明治十年(一八七七)三月、西南戦争の折り、熊本城に籠城する政

府軍に対し、西郷軍より放たれた矢と、そこに結び付けられている

矢文である。

矢は鎌に近い部分の中途で折られているが、これがいつ折られたものかは明らかでない。矢文は籠城する兵士たちの不安を募らせ、投降をうながす内容となっている。矢羽の間にも降伏を勧める墨書きがある。

月十日、段山の西郷軍より城に向かつて矢文が発射され、その同文が線外の見やすい各所に掲示されたという。『熊本鎮台戦闘日記』掲載の矢文と、この矢文とは一部に語句の違いはあるが、内容はほぼ一致している。

熊本城の籠城戦を率いたのは、熊本鎮台司令長官谷干城たにただきであった。

明治十年(一八七七)三月、西南戦争の折り、熊本城に籠城する政府軍に対し、西郷軍より放たれた矢と、そこに結び付けられている矢文である。矢は鎌に近い部分の中途で折られているが、これがいつ折られたものかは明らかでない。矢文は籠城する兵士たちの不安を募らせ、投降をうながす内容となっている。矢羽の間にも降伏を勧める墨書きがある。

城の西側に隣接する小高い丘、段山だんじやまは西郷軍からの攻撃を激しく受けた場所である。『熊本鎮台戦闘日記』(明治十五年)によれば、三

矢羽の間に記された墨書

おふえんは皆うちやふれり籠城の者共兵器をす  
て、くたり来たらは命をたずくる者也

熊本隊中



箱蓋裏の墨書（／は改行を示す）

「明治丁丑之役陸軍少將谷干城守熊本城賊圍城數重弥月城中糧乏兵勞危在旦夕會有賊

般政府ニ時教謀自國憲ヲ犯ス罪有之尋向ノ為ソ西郷陸軍大將外二名裏ヲ師ヒ此ニ至ル然ハニ當分鎮壓義ヲ

矢文

今般政府妄リニ暗殺ヲ謀リ自テ國憲ヲ犯スノ罪有之尋問ノ為メ西郷陸軍大將

セテ城ヲ用ナテ逆ヘ拒キ人民ヲ妨害ス其罪甚タ  
シ我カ衆憤怒シ將廿日ヲ刻ミ城中ヲ廢シモ  
シトス然ヘ天晴昧脅迫ノ輩其情慄々可キニ在リ  
諸々前非ヲ悔ヒ兵器ヲ捐テ、采服スル者ハ必シ  
モ其罪ヲ同父且ツ山鹿高爾諸道ノ東軍我  
レ悉ク之ヲ擊破ス各縣義兵一丸蜂窓ヲ  
破ハリ如シ矣ルニ公等猶ヲ孤城ヲ守リ糧竭キ  
援絶、危キト瞬息ニ在リ公等其し速カニ

三月  
鹿鳴草陳中

三月  
脅ヲ決セヨ

援絶へ危キコト瞬息ニ在リ公等其レ速力ニ  
破ルカ如シ然ルニ公等猶ヲ孤城ヲ守リ糧竭キ

鹿兒島陳中

獲之矢与書跪曰今日之事事因  
靈願獻之 陛下侍從還即奏  
不措顧左右曰是矢可以為萬世之龜鑑也耳嗚呼彼食馬殺妾割股焚骨百敗不撓者非不忠且烈也然一死報國未能挫敵鋒今少將以不可奪之大節拋不可拔之堅城以樹偉勲賢於古名將數等矣今距丁丑之役十年／

天皇慮人狃治平或忘當時之艱難命侍臣重匣以納諸御庫夫一矢之微尚且愛寵以励天下忠義之氣在廷諸臣寧可不奉體 聖旨乎臣正幹當時職掌庶務面睹其事因追叙梗概如斯 非職宮內七等屬臣渥美正幹謹記

- ・各展覧会図録中、作品名や作者、制作年などの表記は、図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

珍品ものがたり

三の丸尚蔵館展覧会図録No  
58

編集 宮内庁三の丸尚蔵館  
制作 株式会社 東京美術  
翻訳 横溝廣子  
発行 宮内庁  
平成二十四年七月一日発行

© 2012, The Museum of the Imperial Collections